

2013年4月4日

人文地理学会 会長 殿

人文地理学会 法人化問題検討委員会
委員長 吉越 昭久
委員 野間 晴雄
委員 内田 忠賢

答 申 書

法人化問題検討委員会は、人文地理学会の法人化について3回の委員会を開催し、検討を行ってきました。このたび、検討結果がまとまりましたので、下記の通り答申します。

記

人文地理学会を一般社団法人とすることが望ましい。

ただし、その設立準備のためには、事務組織の大きな変更を伴うので、財政面を含めての多方面での検討が必要となる。

検討経過の概要

1. 委員会の開催と検討課題

2012年12月23日 法人化によるメリット・デメリットの検討、法人化の障害・是非に関する基本的検討など

2013年1月26日 荒井良雄日本地理学会理事長に、日本地理学会の法人化（社団法人化、公益社団法人化）に関するヒアリングの実施および意見交換

2013年3月14日 他学会の動向に関する検討、公益事業に関する検討、答申方針の決定など

2. 日本の学会が置かれた現状

これまで多くの学会は任意団体として存続してきたが、この間にも内外の組織との事業を行うことの困難さや学会会計に税法上でも問題を抱えているなどの指摘を受けてきた。また、近年になって社会的にも順法性（コンプライアンス）に関する意識が高まりをみせており、学会としても無視できない状況になっている。このような諸問題は、学会の法人化によって解決することができると考えられるが、従来の制度のもとでは学会が法人格を取得することは財政的な理由などから極めて困難で実現性が低かった。このため、多くの学会は法人化を見送ってきたという経緯がある。

ところが2008年の法律改正によって、「公益法人制度改革関連3法案」（具体的には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」）が施行された。この中で、学会が主として関係する社団法人に限ってみれば、社団法人は一般社団法人と公益社団法人とに区分されることとなった。前者はより自由度の高い活動が可能となる法人であるし、後者はより公益性の高い法人である。この法律改正によって新規に申請する場合、まず一般社団法人を設立した後でなければ公益社団法人への申請ができないこととなった。一般社団法人としては申請する場合、一定の手続き及び登記さえ経れば、主務官庁の許可を得るのではなく準則主義によって誰でも設立することができるため、以前の社団法人に比べてもそう難しいことはなくなった。これらの変化で、法人格を得て上記の諸問題を解決することが現実味を帯びてきたといえる。

このような状況を受けて、日本学術会議は2008年に『新公益法人制度における学術団体のあり方』を刊行し、設立の後押しを行った。このため、後述するような多くの学会が法人化し、他にもその準備をしている学会も多いという現状になった。

3. 他学会の動向

法人化問題検討委員会では、日本学術会議協力学術研究団体の各学会のホームページを

検索することで、各学会における法人化の実態に関する調査を行った。しかし、検討段階の学会では、必ずしもホームページに法人化に関する記述をしていないところもあり、実態を正確に把握できた訳ではないことはお断りしておきたい。

一般的にいうと、法人化している学会は自然科学系に多く、人文・社会科学系に少ないという傾向がみられる。法人化にも3つのタイプがあり、その内訳はこれまでの社団法人が公益社団法人と一般社団法人に移行したもの（新しく一般社団法人となったものも含む）、およびNPO法人である。厳密にいうと、これまでの社団法人のまま、未だに一般社団法人や公益社団法人に移行されていないものもあるので、それを含めれば4つのタイプとなる。

公益社団法人の例としては、土木学会、日本地震学会、日本地下水学会などがあり、地理学関連分野では日本地理学会、東京地学協会などもこのタイプに含まれる。人文・社会科学系の公益社団法人はそう多くはないが、日本心理学会などがある。

一般社団法人として自然科学系では水文・水資源学会、日本応用地質学会などがあるし、人文・社会科学系では地理情報システム学会、日本教育学会、日本考古学協会などがある。これらの学会が、将来的に公益社団法人に移行するのか、そのまま一般社団法人として活動を継続するかについては不明であり、これはあくまで現段階における実態である。

NPO法人の例はそう多くはないが、日本火山学会などはこのタイプである。

2008年に刊行された前述の日本学術会議の『提言 新公益法人制度における学術団体のあり方』には、各学会からのアンケートを集計した結果が記載されている。2008年現在、任意団体であった学会に対して、将来的にどのようなタイプを目指すかという質問では、一番多かった答えが「未定」で、これに次ぐのが「任意団体」であった。また、「任意団体」とほぼ匹敵する数が「一般社団・財団法人」、「公益社団・財団法人」、「NPO法人」を合計したもので、それぞれ50件を超えている。一方、2008年現在何らかの形で法人化している学会は、ほとんどが最終的に公益社団法人を目指すという結果も明らかにされている。つまり、この時点では、将来の法人化は未定であるという学会が多いものの、これらの結果からは明確に任意団体として存続させようとする学会と、何らかの形の法人化をしようとする学会の2極化が起こっていることがわかる。しかし、2008年の法律改正以降、学会の法人化が進展していることは大きな趨勢とみることは間違いではなからう。

2013年3月31日に出された日本学術会議科学者委員会学協会の機能強化方策検討等分科会「新公益法人法への対応及び学協会の機能強化のための学術団体調査結果」によれば、2012年9月の調査時点においても新公益法人制度への移行を済ませていない学会は、全体の79%であることと、最終的にめざす法人格は一般社団法人が多いことなどが明らかにされている。また、同時にこの法律改正の目的の一つに任意団体からの（会費、学会誌、大会運営費などに対する）課税があり、可能であれば新公益法人法運用の移行期限である本年11月30日までに何らかの法人格を取得するようにと注意を促されていることなどを考慮しておかねばならない。

4. 人文地理学会の課題

法人化問題検討委員会では、学会法人化のメリット・デメリットを様々な観点から検討した。以下に、順不同ではあるが、メリット・デメリットをそれぞれ箇条書きにして記載してみた。ただし、これには公益社団法人に関する事項も一部含まれている。

- メリット：
- *ある種の社会的信用が保証される
 - *学会名で様々な契約（例えば銀行預金など）が可能になる
 - *受託事業を行うことができる
 - *学会への寄付金に課税されない
 - *会費以外の収入も課税対象とならない
 - *順法性（コンプライアンス）の向上
 - *組織の健全な運営と予算の透明性の確保
 - *科学研究費の申請配分における意見が反映されやすい
 - *日本学術会議での発言力の強化

- デメリット：
- *外部からの制約を受けるため、自由な活動がしにくくなる
 - *会員にむけたサービス（学術交流）だけに徹することができなくなる
 - *財務経理面で厳格さが要求される
 - *事業活動が一定の制限を受ける
 - *行政官庁からの厳しい監督を受ける
 - *法人の取り消しを受けた場合、これまでの信用を失う
 - *余剰金の分配ができない

以上が主要なものとなろう。しかし、メリット・デメリットのそれぞれの項目に関する評価や重み付けが十分にできないために、この検討だけでどちらか一方に決定することは難しいと考える。

これらの中で、人文地理学会だけの問題ではないが、法人化問題検討委員会が最終的な判断をするに至った一つの大きな課題がある。これまで人文地理学会においては学会の様々な契約は、会長の個人名で行われてきた。例えば、学会の預金通帳の名義は、会長の個人名になっており、印刷所などとの契約も会長の個人名で行われる。このことは、会長が負債の返済義務を負うこととなるなど、好ましくない状態が生まれる可能性を有しているのである。このような問題を順法性の観点から解決することは、今後も続く組織を運営する上で必須の条件となろう。しかし法人化に伴い、事務局にも、法人会計に詳しい人材が日常業務でも必要となり、会計士等との専属契約も視野に入れなければならない。つまり、これまでの事務局体制では対応できなくなる可能性が高い。

将来、研究者の科学研究費の配分や国の文教行政に影響力を持つ関わる学会として、法人格の取得が要件となってくることが予想される。その動きを先取りするためにも、手続きは煩瑣ではあるが、法人化の申請を考えるべきと時機と思われる。

5. とるべき方向

基本的には、日本学術会議の提言のように学会はその設立の目的や活動の内容からして公益性を有するものであり、それを具現する手段として学会を法人化することが理想であろう。従って人文地理学会としても、法人化することをめざすべきであろう。

その場合、法人化のタイプはまず一般社団法人としての申請とし、将来的に活動内容に変化が起こって必要性を感じた時点で公益社団法人への切り替えをすることが妥当かと考える。

人文地理学会にも会員数、予算規模、公益事業、人的構成などにおいて多くの固有の課題があることは承知しているし、一般社団法人化する場合でも、定款の整備、機関設計、社員総会などを決める必要があるだけでなく、何よりも財務管理や会計処理の厳格化が必要で、今後早急に検討すべきことがあることを付言しておきたい。

なお、一般社団法人に申請する場合、公益社団法人ほど公益事業などに関する厳密な検討は必要ないと思われる。しかし、仮に実施するとすれば、教員免許更新講習、学校における GIS 教育、「総合的な学習の時間」の地域調査指導、都道府県教育委員会や様々な社会教育などとの連携も視野に入れた事業などが考えられる。

一般社団法人にした場合、学会事業のもう一方の柱である共益事業としては、学会誌の刊行、優秀論文・出版物の顕彰、学術大会の開催などがあり、人文地理学会のこれまで行ってきたことと大きく変わることはない。